令和4年第6回農業委員会総会会議録

令和4年第6回船橋市農業委員会総会を令和4年6月7日午後3時00分船橋市役所7階705会議室に招集する。

出席委員

農業委員(13人)

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 髙橋 光一

土橋 博之 藤城 孝義 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員(1人)

宍倉 由紀雄

欠席委員(1人)

石井 俊郎

議長 それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第6回農業委員会総会を開催いたします。

なお、石井俊郎委員から欠席の連絡が入っております。

事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。

次長 傍聴者はおりません。

議長
それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長
それでは、指名いたします。

1番、小川晃委員と、6番、石山幸男委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

次長。

農地法第4条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

それでは、今月2日、土橋博之委員、宍倉由紀雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、二和東に在住の申請人が、梨農園の駐車場と使用している当該地を拡張して整備するものです。

当該地の一部は、申請人が平成10年に相続する以前より、駐車場として整備されており、違反転用にあたるため、始末書が添付されています。

現地は一部砕石敷きの畑で、隣接地は畑、登記地目が畑の宅地及び雑種地となっており、南側はネットを施工、雨水についてはU 字溝を設置することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は申請人です。

農地の区分については、三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを 超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

議長

次長

議長

織戸審杳班長

議長

次長

議長

織戸審杳班長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図4から6ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地1棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、雑種地及び道路となっており、北側及び西側はブロックを施工、雨水は雨水管に接続、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し汚水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接地に農地はありません。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないこと を確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋市立芝 山西小学校と千葉県立船橋東高等学校の教育施設が2つあることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地8棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併 浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。 また、隣接地に農地はありませんが、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないこと を確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・排水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋市立法田中学校とロータス保育園の教育施設と社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3から5を上程いたします。

本議案につきまして、織戸審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、社会福祉法人である譲受人が、当該地を賃借し、都市計画法第34条第14号により、児童福祉施

議長

議長

次長

議長

織戸審査班長

設として整備するものです。

現地は畑及び登記地目が山林の畑で、隣接地は道路、畑、登記地目が山林の道路及び畑、境内地及び墓地となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、 隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は申請人であり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図13から15ページをご覧ください。

2号議案の4及び5につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

2号議案の4及び5につきましては、建築業を営む譲受人が、関東一体で開発事業を進めるにあたり、利便性の高い当該地を取得 し、資材置場用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、周囲は北側及び西側は土留め鋼板を施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透と することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

齋藤委員。

議長

齋藤委員

議案2号の3です。児童福祉施設用地とは、どのような施設なのかお聞きしたいのですが。

織戸審杳班長

知的障害をお持ちの方が入所する施設で、20人程度が常時入所、そのほかにショートステイが8人で、28人程度の入所を予定しているということです。

議長

齋藤委員、よろしいですか。

齋藤委員

はい。もう一つ質問で、公図の写しの11ページを見てください。一部畑ということで残してあるのですが、その次の12ページ に、丸い円が書いてあって、畑と書いてありますが、どういうものか。事務局からお願いいたします。

事務局

事務局から回答させていただきます。

こちらの土地には、もともと大きな木が埋まっていて、そちらがこの図の丸い円になります。その他農地として残っているようです。

織戸審査班長

ソラマメとかエンドウマメを作付けしておりました。

齋藤委員

そうですか。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。それと、次の2号議案の4、5ですけれども、資材置場用地ということで、住所が八街の方がここを資材用地として使う理由をお聞きしたいのですけれども。八街からわざわざ船橋に資材置場を作るということはどうしてなのかということをお聞きしたいです。

議長

土橋委員。

土橋委員

今現在、会社は八街ですが、関東近辺で仕事しているらしいです。今現在は船橋市内に既存の資材置場があるようですが、狭いから広い場所を求めるというわけです。

齋藤委員

はい。

議長

ほかに、ご質問、ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

次長

令和3年度の活動の点検・評価について、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、12月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長

本議案につきましては、1月に農政小委員会、2月に推進委員連絡協議会で検討を行いました。その案を基に、3月に合同会議を開催し、概ねの案を決定する予定でおりましたが、国の制度改正に伴い、農業委員会の目標の設定方法が大きく見直されたことから、内容の決定については一時的に見合わせております。

今後、農業委員会の新たな目標を策定することになりますが、取り急ぎ、令和3年度の点検・評価については、今までどおり実施することとされました。このことから、5月に推進委員連絡協議会及び農政小委員会を開催し、年度末での集計により統計の数字の変更を行った最終案の内容を確認し、決定いたしました。

それでは、内容について、事務局から説明をお願いします。

C40 C197 1 12 10 21 C/ 4-001/1919 2 2 0 2) 8

それでは、令和3年度の活動の点検・評価についてご説明いたします。

本日、案をお配りしておりますので、資料をご覧ください。別紙様式2と書かれた、全部で8ページの資料になります。

まず、1ページは、農林業センサス等の統計データです。

では、2ページに移ります。2ページは、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

2番、令和3年度の実績としましては、集積実績410.5ヘクタール、うち、新規実績は2.7ヘクタールとなりました。

続いて3番、目標の達成に向けた活動でございます。活動実績としましては、活動計画のとおり、8月に申告書で所有者から一筆 ごとの意向を把握し、また、リーフレット等の配布により、農地の貸し借りについて周知しました。さらに、農業経営体の農地を貸

事務局

したい、借りたい等の情報をまとめたリストを活用し、推進委員が中心となり、利用集積に係る働きかけ等の現場活動を行いました。 4番、目標及び活動に対する評価でございます。目標に対する評価としましては、集積実績が18.1~クタール減少しましたが、 今年度の新規の実績としては2.7~クタールあった旨を記載しております。また、活動に対する評価は、おおむね計画のとおり活動

を行った、となります。

それでは、3ページに移ります。内容は新規参入の促進でございます。

このページの2番、令和3年度の目標及び実績について。目標の1経営体に対して、新規参入は2経営体、参入目標面積0.5~クタールに対して、実績は1.3~クタールとなりました。

3番、目標の達成に向けた活動。活動の実績は、別段の面積の設定は行わず、必要に応じて、各法による権利の設定により、対応 するものとした、となります。

4番、目標及び活動に対する評価でございます。目標及び活動に対する評価としては、令和3年度は2経営体の参入があった、今後も必要に応じて別段の面積の設定等を検討していく、といたしました。活動に対する評価としましては、別段の面積の検討については、農業委員・農地利用最適化推進委員・農政担当課と協議の上、進めることができた、としております。

では、4ページに移ります。内容は遊休農地対策でございます。

2番、令和3年度の目標及び実績について。令和3年度の遊休農地の解消実績は1.3~クタールでございます。

3番、目標の達成に向けた活動でございます。活動実績については、10月から11月に利用状況調査を実施し、その結果に基づき利用意向調査を実施したので、実施件数や実施時期を記載しております。

4番、目標及び活動に対する評価でございます。目標に対する評価は、今年度の解消実績は1.3~クタールとなり、達成状況が144パーセントとなった旨を記載しました。また、活動に対する評価としましては、計画のとおり調査を実施した、となります。それでは、5ページに移ります。5ページの内容は、違反転用への適正な対応でございます。

2番、令和3年度の実績ですが、昨年度より違反転用面積が2.49ヘクタール減少し、7.71ヘクタールとなりました。

3番、活動計画・実績及び評価でございます。活動実績としましては、違反転用に関するリーフレットの配布、また、年3回、定

期パトロールと関係者への是正指導を行った、となります。活動に対する評価としましては、計画のとおり活動した、今後も是正指導を行っていく、となります。

それでは、6ページに移ります。農地法等により、その権限に属された事務に関する点検でございますが、農地法に係る事務の点 検につきましては、1番の3条許可事務、2番、転用事務ともに適切に行われております。また、年度末の集計により、1年間の処 理件数を更新しております。

7ページに移ります。

3番、農地所有適格法人からの報告については、市内の1法人から、適切に報告書が提出されております。

4番、情報の提供等について。農地の賃借料情報や権利移動等の状況、農地台帳情報の公表について、農地法の規定どおり、実施 しております。

それでは、最後、8ページに移ります。

7番、地域の農業者からの要望・意見について。年度中は特にございませんでした。

8番、事務の実施状況の公表等について。総会議事録の公表、活動計画等の公表については、規定どおり実施をしております。なお、農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見について、昨年度は1件市長に意見を提出しております。

説明は以上でございます。

農政小委員長

以上が農政小委員会で作成した案となります。報告は以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度の活動の点検・評価として賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

続いて、協議事項に移ります。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について、でございます。

毎年、別段面積について見直しの検討を行っておりますが、今年度も、推進委員の意見を聴取したのちに決定したいと考えます。 ついては、7月7日に開催予定の農地利用最適化推進委員連絡協議会で推進委員の意見を聴取し、最終的に7月7日の総会で協議会 の意見を参考にしながら別段面積の議決を行う形といたします。

このような進め方で、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、そのように決しました。

続きまして、事務局より報告がございます。

では、報告いたします。

報告事項(1)農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書5ページから9ページに記載のとおり、4月中に26件の届出を受理いたしました。

報告事項(2)農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書10ページから15ページに記載のとおり、4月中に28件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項(1)から(2)の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理 書を交付いたしました。

報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書16ページに記載のとおり、1件の通知がありました。

報告事項(4)農地法第5条の一時転用許可に伴う農地復元報告について、議案書17ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。

報告事項(5)転用許可に伴う工事完了報告について、議案書18ページから21ページに記載のとおり、11件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項(6)農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書22ページから24ページに記載のとおり、6件の報告書の 提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

次長

報告事項(7)農地の転用事実に関する照会について、議案書25ページに記載のとおり、1件を局長専決として回答いたしました。

報告事項(8)生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書26ページに記載のとおり、1件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上です。

議長 以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後3時43分)

次に、事務連絡がございます。

次長 事務連絡 —————

議長
以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時46分第6回農業委員会総会の閉会を宣言した。